**矢板市学童保育館指定管理者募集要項**

１．趣旨

　　この指定管理者募集要項は、矢板市が設置する矢板市学童保育館の管理業務（以下、「本業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第２４４条の２第３項、矢板市学童保育館設置及び管理条例第４条の規定に基づき、指定管理者の募集を行うための必要な手続き等を定めたものです。

２．対象の施設

　　下表の施設全てを一括して募集します。詳しくは矢板市学童保育館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

1. 施設の概要　※詳細は仕様書を参照してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 所在地 | 定 員 | 延床面積 | 建築年度 | 建物 構造 |
| 矢板小  学童保育館 | 本町４－11 | 90人 | 426.05㎡ | H16 | 木造 |
| 矢板小第二  学童保育館 | 本町４－24 （矢板小学校内） | 40人 | 66.60㎡ | S51 | RC造 |
| 東小学童保育館 | 東町４－59 | 80人 | 255.55㎡ | H５ | 木造 |
| 泉小学童保育館 | 泉378 （泉小学校内） | 50人 | 88.10㎡ | S44 | RC造 |
| 安沢小  学童保育館  ※令和10年3月まで | 安沢2824－１ | 60人 | 22.73㎡ | H21 | 木造 |

⑵　学童保育館の設置目的

児童福祉法第３４条の８の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びの場や生活の場を提供し、家庭的な指導を行うことにより、児童の健全な育成と保護者の就労支援を促進することを目的としています。

３．指定期間

　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５か年）

安沢小学童保育館については、令和１０年3月閉館予定のため、指定期間は２年間となります。提案にあたっては、すべての学童保育館について5か年分の見積提案書を提出してください。

４．見積上限額

５か年総額　１３０，０００，０００　円（消費税及び地方消費税を含む）

1. 仕様書に定める処遇改善等に係る経費を除き提案できる額は、下記に示す通りとしますので注意してください。

５か年総額　１１０，０００，０００　円（消費税及び地方消費税を含む）

1. 市が支払う指定管理料については、毎年度予算の範囲内で指定管理者に支払います。その金額は、前年度の実績見込み額を考慮した上で指定管理者と市が協議し、会計年度ごとの協定（年度協定という。）で定めます。

５．委託者

　　矢板市

６．選定方法

　　公募型プロポーザル（以下、「本件プロポーザル」という。）により指定管理候補者を決定します。

７．参加資格要件

⑴　応募資格

1. 地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること
2. 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと
3. 矢板市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
4. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項若しくは第２項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項若しくは第２項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
5. 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと
6. 破産者で復権を得ない者
7. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
8. 矢板市暴力団排除条例（平成２４年矢板市条例第２６号）に規定する暴力団員等
9. 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる、県内に事業所を置く法人、その他の団体であること
10. その他次に掲げる法令を含む各種法令等を遵守する体制が構築されていること、又はそれらの法令等に違反する恐れのないこと
11. 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
12. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）
13. 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）
14. 労働基準法（昭和２２年法律第４９条）
15. 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
16. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）
17. 矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成１７年矢板市条例第３６号）
18. 矢板市学童保育館設置及び管理条例施行規則（平成１７年矢板市規則第４１号）
19. 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年矢板市条例第２１号）
20. 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年矢板市条例第２号）
21. 矢板市行政手続条例（平成９年矢板市条例第１９号）
22. 矢板市情報公開条例（平成１４年矢板市条例第６号）
23. 矢板市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年矢板市条例３２号）
24. その他関係法令、条例、規則、要綱等

８．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 日　程（いずれも令和７年） |
| 実施公告 | ８月２０日（水） |
| 募集要項、仕様書、様式等の公表 | ８月２０日（水） |
| 現地説明会 | 希望の場合はお問合せください |
| 質問書の受付期間 | ９月８日（月）１５時まで |
| 質問への回答期限 | ９月１２日（金）１５時公開 |
| 申請書の提出期限 | ９月１９日（金）１５時まで |
| 申請後の辞退 | 随時 |
| 事業計画書の提出期間 | ９月１２日（金）１５時から  １０月６日（月）１５時まで |
| １次審査（書類審査） | １０月９日（木） |
| ２次審査  （プレゼンテーション審査） | １０月２１日（火）  予備日１０月２３日（木） |
| 結果通知 | 選定後速やかに通知 |

1. 実施公告・実施要項・仕様書・様式の公表

実施公告の後、矢板市公式ウェブサイト（https://www.city.yaita.tochigi.jp/－「入札・契約」のページ）上に実施要項、仕様書、様式等の資料を掲載しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

1. 現地説明会

現地説明会は、令和７年８月２０日（水）から９月８日（月）までの間で開催します。希望する場合は個別にメールにてお申込みください。なお、件名は「【現地説明会希望：学童保育館】事業者名」としてください。図面等の閲覧を希望する場合も、個別にお問い合わせください。

1. 質問受付

事業計画書その他の提出書類の作成に関する事項について質問がある場合は、メールにて質疑応答書（様式１）を提出してください。なお、件名は「【質問：学童保育館】事業者名」としてください。

* 1. 留意事項

審査その他の意思決定に関わる事項の質問は受け付けません。なお、質問の有無は、本件プロポーザルの審査に一切影響を与えません。

* 1. 質問への回答

公平を期すため、質問に対する回答は全て矢板市公式ウェブサイト上に掲載し、公表します。この場合において、質問内容を要約、分割又は統合し回答することがあります。

* 1. 質問への回答期限

令和７年９月１２日（金）までに矢板市公式ウェブサイト（⑴参照）上に掲載します。

1. 申請書の提出

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要項その他公表された資料に記載された事項を全て了知の上、矢板市公の施設に係る指定管理者指定申請書（別記様式第１号）を提出してください。提出期限は９月１９日（金）となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成資料 | 記載上の注意 | 様　式 |
| 矢板市公の施設に係る指定管理者指定申請書 | * 事業者の代表者印を押印し、印鑑証明書を添付すること。（受任者の場合は受任者印を押印とする。以下同じ。） | 別記様式第１号 |

1. 事業計画書等の提出

申請書の提出後、本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記①～⑧の資料を提出してください。提出期限は１０月６日（月）となります。提出期限後の修正は受付けませんので、ご注意ください。

* 1. 事業計画書（様式２）
  2. 見積提案書（様式３）
  3. 自主事業計画書（様式４）※提出は任意
  4. 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
  5. 法人にあっては登記簿謄本、法人でない場合は代表者の住民票の写し（提出日前２か月以内に交付されたもの）
  6. 役員名簿
  7. 収支決算書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書など
  8. 納税証明書（前年度分）又は、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
  9. その他市長が必要と認める書類

1. 記載上の注意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成資料 | 記載上の注意 | 様　式 |
| 事業計画書  (提案書本文) | * 全体の事業計画書及び令和８年度から令和１２年度までの各年度の事業計画書の２種類を作成すること。 * 事業計画書には本業務の遂行に関する具体的な手法を記載すること。 * 事業者からの自由提案その他の有益な提案があれば、それらも事業計画書に記載すること。 * 事業者独自の様式で作成してもよい。 | 様式２ |
| 見積提案書 | * 正本には事業者の代表者印を押印すること。 * 記載見積価格は総額表示とし、見積上限額は仕様書記載のとおりとする。本業務の履行の品質を確保できる適切な価格提案を行うこと。 * 記載見積価格の積算根拠を明らかにした内訳書（任意様式）を添付すること。 * 本件プロポーザルにより選定された優先交渉権者とはこの見積提案書を基に契約交渉を行う。矢板市から業務追加の指示がない限り、見積提案書の記載価格を上回る額での協定締結はしないので、精査のうえ提出すること。 | 様式３ |
| 自主事業  計画書 | * 事業者が自主事業を行う場合、事業内容について記載すること。 | 様式４ |
| 事業者の概要 | * 事業者の企業概要について記載すること。 | 任意様式 |
| 収支予算書 | * 本業務に係る仕様書に基づき収支予算を策定すること。 * 令和８年度から令和１２年度までの収支計画書及びそれらを合算した全体の収支予算書を作成すること。 * 見積書記載の額との整合を図ること。 * 事業者独自の様式で作成してもよい。収入及び支出の予算科目は事業者が適切に設定すること。 | 任意様式 |
| 業務実施体制 | * 本業務の実施体制、役割分担等を明記すること。 | 任意様式 |
| * 構成資料は、記載順に綴ること。A４縦型紙製フラットファイル(綴じ具は樹脂製で構わない)に２穴綴じとし、１冊にまとめること。 * それぞれの資料は原則としてA４縦とし、環境に配慮して全て紙資料とすること。 * 図表、イラスト、わかりやすい用語の使用など、審査する側に配慮すること。 * 指定された様式に準じて必要事項が記載されている場合は、事業者独自の様式を使用することができる。 * ページ番号の付番、インデックスの貼付、中表紙の挿入など、見やすさに配慮すること。 * 提出された書類は、いかなる理由があっても返還しない。 * 提出期限後の書類の差し替えは認めないので、精査のうえ提出すること。 | | |

1. 提出期間

令和７年９月１２日（金）１５時から令和７年１０月６日（月）１５時まで

開庁時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで  
（土曜・日曜・休日は除きます）

1. 提出方法

矢板市こども課こども政策室まで持参してください。

1. 提出部数

正本１部、副本１０部を提出してください。（副本は写しでも結構です）

９．指定管理者の候補者の選定

1. 1次審査（書類審査）
   1. 指定管理者の候補者を厳格、公正かつ公平に選定するため、矢板市公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第４条第1項の規定に基づく矢板市指定管理者選定委員会において候補者を選定します。
   2. 審査終了後、速やかに各事業者に結果を通知します。
   3. 事業者の立ち合いは不要です。
   4. 事業者が多数であって審査に混乱を来すと認めるときは、２次審査対象者の選考を行うことがあります。
   5. 事業計画書を提出した事業者が１者のみの場合であっても、原則として審査を実施します。
   6. 本件プロポーザルによる審査過程及び審査結果の詳細につきましては、矢板市情報公開条例（平成１４年矢板市条例第６号）第８条第７号該当により不開示とします。
2. ２次審査（プレゼンテーション審査）
   1. 審査会は令和７年１０月２１日（火）（時間等詳細は、後日連絡）に実施予定です。ただし、応募者数の状況に応じ変更となる場合があります。
   2. 参加人数は3名以内とし、質疑に正確かつ明確に回答できる担当者を参加させてください。
   3. 留意事項
      1. プレゼンテーションの準備経費、参加経費その他必要な費用は全て事業者の負担とします。
      2. プレゼンテーションに必要な機材は全て事業者が準備するものとします。なお、スクリーンと延長コードは矢板市が用意します。
      3. 当日の追加資料の配布は認めませんので、必要な情報は事業計画書に記載してください。
3. 結果通知

　選定後速やかに、各事業者に順位を通知するとともに市公式ウェブサイト上で公表します。第１順位の事業者を優先交渉権者とします。

10．仮協定の締結

1. 指定管理者候補者の決定
   1. 審査結果通知後速やかに、優先交渉権者と指定管理に係る仮協定の締結に向けて協定内容の協議を行います。協議が整い次第、優先交渉権者を指定管理者候補者として仮協定の締結手続きに移行します。
   2. 優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、第２順位の事業者と交渉を行うものとします。
2. 仮協定の締結
   1. 矢板市と指定管理者候補者は、管理及び運営に係る細目、指定管理料等を定める仮協定を締結します。
   2. 矢板市議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。
3. 留意事項
   1. 事業計画書に記載があり審査の過程で評価した項目については、原則として仮協定の仕様に反映させるものとします。
   2. 指定管理者募集当初の仕様書に記載がないものであっても、本業務の遂行に必要と認める内容について事業者との協議により項目を追加、変更又は削除して仮協定を締結することがあります。
   3. この場合において、事業者側からの提案による場合は見積書記載の額を超えないものとし、矢板市からの提案による場合は必要な額を見積書記載の額から加減算するものとします。

11．失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。失格になったことに起因して生じる損害について、矢板市は一切責めを負いません。

1. 参加表明日以後に参加資格要件を満たさなくなった場合
2. 見積書記載の額が見積上限額を超過している場合又は見積書の提出後に金額を訂正した場合
3. 提出した書類の記載内容に虚偽の内容が含まれる場合（単なる誤字脱字又は事業者の責めによらない理由による軽微な錯誤は該当しません。）
4. 事業計画書等の内容が実現不可能又は実現困難であると選定委員会が判断した場合
5. 必要な書類を提出期限までに提出しなかった場合
6. ２次審査（プレゼンテーション審査）に出席しなかった場合又は指定した時間にプレゼンテーションを開始できなかった場合
7. 採点結果が別に定める最低基準に満たない場合
8. 本件プロポーザルの選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったと判明した場合

12．その他

1. 事業者は、本要項その他本件プロポーザルに関し公表されている事項を全て了知し、承諾したうえで本件プロポーザルに参加するものとします。
2. １事業者につき、参加表明及び提案数は１つとします。
3. 本業務の内容は、別に定める仕様書のとおりとします。
4. 新たな指定管理者が管理を行う場合には、従前の指定管理者が新たな指定管理者に引継ぎを行うものとします。なお、新たな指定管理者は新年度の募集事務を事前に行うこととします。
5. 本業務の全部委託は認めません。

13．問合せ・提出先

郵便番号　：〒３２９－２１９２

住　　所　：矢板市本町5番4号

宛　　先　：矢板市健康福祉部こども課　こども政策室：弦巻　賢介

電　　話　：０２８７－４４－３６００

ファックス：０２８７－４３－５４０４

メ ー ル　：kodomo@city.yaita.tochigi.jp

矢板市公式ウェブサイト：https://www.city.yaita.tochigi.jp/